

# 認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター役員選任規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利法人えどがわエコセンター（以下「エコセンター」という。）定款第13条第1項に定める理事（以下「理事」という。）及び第2項に定める監事（以下「監事」といい、理事と併せて、以下「役員」という。）の選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (選任方法)

第2条 役員は、第2章に定める資格を有する正会員の中から、第9条及び第10条による選考を経て理事会が候補者を指名し、総会において選任する。

### (人数)

第3条 理事及び監事の人数は、定款に定める。

### (候補者の選考等の方法)

第4条 理事候補者の選考等の方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事の候補者は、役員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が選考する。
  - (2) 理事長推薦理事の候補者は、理事長が推薦する。
- 2 監事の候補者は、選考委員会が選考する。
- (1) 理事長推薦監事の候補者は、理事長が推薦する。
- 3 前1項の選考委員会は、理事長、副理事長、事務局（次）長をもって構成し、その議長は理事長がこれにあたる。

(役員候補者の選考基準)

第5条 理事の候補者の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) エコセンターの活動に対する意欲があること。
- (2) エコセンターの事業を分掌する能力を有すること。
- (3) 理事にふさわしい人格を有していること。
- (4) 理事として当法人に対する組織的能力を有していること。
- (5) エコセンター主催事業への参加又は運営参加ができること。

2 監事候補者の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 遵法精神に富んでいること。
- (2) 定款第15条第4項に定める監事の職務遂行能力を有すること。
- (3) 監事の職務遂行に影響を及ぼすおそれのある利害関係及び取引関係がないこと。

3 第1項第1号及び第3号の規程は、監事の選考基準について準用する。

(会議の非公開)

第6条 第4条の選考に関する会議は、非公開とする。

## 第2章 役員資格

(役員資格)

第7条 役員資格を有する者は、就任前年度末日現在、正会員となつて1年以上経過し、かつ、会費を完納している個人あるいは団体の代表者とする。ただし、第4条第1項第2号の候補者については、この限りでない。

(役員資格を有しない者)

第8条 前条の規程にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

- (1) 特定非営利活動促進法第20条の欠格事由に該当する者
- (2) エコセンターにおいて解任又は解雇の処分を受けたことがある者

### 第3章 役員候補者の指名

(理事候補者)

第9条 理事候補者になろうとする者は、選考委員会が定める期日までに、別記様式

1より選考委員会に届け出なければならない。

2 理事長は、前項の候補者とは別に、第3条に定める定数以内の理事・監事候補者を別記様式2により選考委員会に推薦することができる。

3 選考委員会は、第5条、第7条、第8条及び第9条に基づき、理事候補者を指名する理事会開催の10日前までに理事候補者を選考しなければならない。

4 選考委員会は、理事候補者を指名する理事会開催の7日前までに理事候補者の氏名(団体代表者理事の候補者にあつては、団体の名称及び代表者)、生年月日、経歴、業績、賞罰等の事項(以下「選考事項」という。)を記載したうえで意見を付した書面を各理事に送付しなければならない。

5 理事会は、第3項により選考された理事候補者の中から、理事候補者を指名し、総会に提案する。

(監事候補者)

第10条 理事長は、第3条に定める定数以内の監事候補者を別記様式2により選考

委員会に推薦することができる。

- 2 選考委員会は、第5条、第7条、第8条及び第9条に基づき、監事候補者を指名する理事会開催の10日前までに監事候補者を選考しなければならない。
- 3 選考委員会は、監事候補者を指名する理事会開催の7日前までに監事候補者の選考事項を記載したうえで意見を付した書面を各理事に送付しなければならない。
- 4 理事会は、第2項の監事候補者の中から、監事候補者を指名し、総会に提案する。

## 第4章 役員を選任

(役員を選任)

- 第11条 総会において役員を選任するときは、第9条第5項及び第10条第4項の提案を受けなければならない。
- 2 総会において選任された役員は、直ちに別記様式3により就任を承諾しなければならない。

## 第5章 雑則

(変更等)

- 第12条 本規程は、理事会の議決を経て、変更又は廃止することができる。

(細則)

- 第13条 本規程に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は理事会において定める。

## 附 則

本規程は、平成25年1月22日より施行する。

## 様式1 理事立候補届出書

認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター

理事長 殿

### 理事立候補届出書及び経歴書

私、\_\_\_\_\_は、認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター理事に立候補いたしたく、次の書面を添え、届け出いたします。

氏名(自書)または名称 及び代表者名	
住 所	
電 話 番 号	
生 年 月 日	
経 歴	
入 会 年 度	
エコセンターの役員歴	
業 績	
賞 罰	

その他添付書類：立候補理由書

○立候補理由（400字程度で記入してください。）

## 様式2 理事（監事）候補者推薦状

認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター

理事長 殿

### 理事（監事）候補者推薦状

次の会員を認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター理事（監事）として推薦いたします。

- 1 被推薦人氏名 \_\_\_\_\_
- 2 役職 理事 ・ 監事
- 3 推薦理由

令和 年 月 日

推薦者

認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター

理事長 \_\_\_\_\_ 印

### 様式3 理事（監事）就任承諾書

認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター

理事長 殿

認定特定非営利活動法人えどがわエコセンターの理事（監事）に就任することを承諾します。

就任期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

住所

氏名

印